

○廿日市市地域猫活動補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 1 日

告示第 19 号

(趣旨)

第 1 条 市は、特定の飼い主がいない猫の繁殖を抑制し、もって市民の良好な生活環境を保持するため、地域猫活動団体に対し、予算の範囲内において廿日市市地域猫活動補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成 5 年規則第 10 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の飼い主がいない猫であって、地域住民が主体となつて適切に飼育管理されているものをいう。
- (2) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。
- (3) 去勢手術 精巣を摘出する手術をいう。
- (4) 地域猫活動 特定の飼い主がいない猫を原因とする生活環境の悪化を地域の問題として地域全体で理解し、これらの猫に不妊手術又は去勢手術（以下「不妊・去勢手術」という。）及び手術済であることを判別するための措置として耳に V 字カットを施し、給餌、給水、排せつ物の処理、周辺の清掃等の管理を継続的に行い、徐々に被害を減らすことを目的とした活動をいう。
- (5) 地域猫活動団体 地域猫活動を行うことを目的として結成された団体又は個人で構成するグループ（以下「団体等」という。）であって、活動地域の住民の理解を得て活動を行うもののうち、市長から次条第 3 項の規定による登録を受けたものをいう。
- (6) 手術経費 地域猫に係る不妊・去勢手術に要する経費をいう。

（一部改正〔令和 2 年告示 93 号・6 年 45 号〕）

（団体登録の申請等）

第3条 地域猫活動団体として登録を受けることができる団体等は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 本市に在住し、在勤し、若しくは在学する者2名以上で構成する団体又は本市で事業活動を行う団体若しくは事業所であること。

(2) 活動地域が明確であり、かつ、その地域の町内会、区等の代表者（活動地域が複数の町内会、区等にまたがる場合は、その全ての代表者をいう。）が地域猫活動を行うことを了承していること。

2 地域猫活動団体として登録を受けようとする団体等の代表者（以下「登録申請者」という。）は、廿日市市地域猫活動団体登録申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは廿日市市地域猫活動団体登録通知書（別記様式第2号。第5条において「登録通知書」という。）により、不適当と認めたときは廿日市市地域猫活動団体不登録通知書（別記様式第3号）により登録申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成31年告示60号・令和2年93号〕）

（団体登録事項の変更）

第4条 地域猫活動団体として登録を受けた団体等（以下「登録団体」という。）の代表者は、前条第2項の規定により申請した事項に変更があったときは、廿日市市地域猫活動団体登録事項変更届出書（別記様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（一部改正〔平成31年告示60号・令和2年93号〕）

（団体登録の廃止）

第5条 登録団体は、地域で管理する猫がいなくなったとき又は地域猫活動をすることができなくなったときは、廿日市市地域猫活動団体登録廃止届出書（別記様式第5号）に第3条第3項の規定により通知された登録通知書を添えて市長に届け出なければならない。

（一部改正〔令和2年告示93号〕）

（団体登録の取消し）

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録団体に係る登録を取り消し、廿日市地域猫活動団体登録取消通知書（別記様式第6号）により当該登録団体に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。
- (2) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録団体として不適当と認めたとき。

（一部改正〔令和2年告示93号〕）

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付対象となる経費は、地域猫活動に係る手術経費及びふん尿等による被害を減らすために市長が必要と認める経費とする。

（一部改正〔平成31年告示60号・令和2年93号・6年45号・7年55号〕）

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、前条に規定する経費の額とし、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 不妊手術 1匹につき25,000円
- (2) 去勢手術 1匹につき15,000円
- (3) ふん尿等による被害を減らすために市長が必要と認める経費 1登録団体1年度につき10,000円

（一部改正〔平成31年告示60号・令和2年93号・5年66号・6年45号・7年55号〕）

（交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする登録団体の代表者（以下「交付申請者」という。）は、廿日市地域猫活動補助金交付申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成31年告示60号・令和2年93号〕）

（補助金の交付の決定及び額の確定）

第10条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは廿日市市地域猫活動補助金交付決定通知書（別記様式第8号）により、不適当と認めたときは廿日市市地域猫活動補助金不交付決定通知書（別記様式第9号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 交付する補助金の額は、交付の決定をもって確定し、規則第13条の規定による額確定通知は省略するものとする。ただし、第13条第2項の規定による概算払を受けたときは、同条第3項の規定による精算をもって補助金の額を確定し、廿日市市地域猫活動補助金確定通知書（別記様式第10号）により通知する。

（一部改正〔平成31年告示60号・令和2年93号・6年45号〕）

（交付決定の内容変更）

第11条 交付決定を受けた者は、交付決定の内容を変更しようとするときは、廿日市市地域猫活動補助金交付変更申請書（別記様式第11号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該交付決定の内容の変更を承認したときは、廿日市市地域猫活動補助金交付変更通知書（別記様式第12号）により、交付申請者に通知するものとする。

（追加〔令和6年告示45号〕）

（補助金の交付）

第12条 市長は、第10条第1項及び前条第2項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該補助金を交付するものとする。

（追加〔平成31年告示60号〕、一部改正〔令和2年告示93号・6年45号〕）

（交付の特例）

第13条 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 地域猫活動団体は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、
廿日市市地域猫活動補助金概算払請求書（別記様式第13号）を市長に
提出しなければならない。

3 地域猫活動団体は、前項の規定による概算払を受けたときは、廿日市
市地域猫活動補助金概算払精算書（別記様式第14号）を市長に提出し
なければならない。

（追加〔令和6年告示45号〕）

（返還命令）

第14条 規則第18条の規定による補助金の返還命令は、廿日市市地域
猫活動補助金返還命令書（別記様式第15号）により行うものとする。

（追加〔令和6年告示45号〕）

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた交付申請者が規則第17条
第1項又は第2項に規定する事由に該当したときは、補助金の交付決定
の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消
した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付さ
れているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（一部改正〔平成31年告示60号・令和2年93号・6年45号〕）

附 則

この告示は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日告示第60号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日告示第26号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第93号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第66号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 1 8 日告示第 4 5 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日告示第 5 5 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

（全部改正〔令和 2 年告示 9 3 号〕、一部改正〔令和 5 年告示 6 6 号〕）

様式第 2 号（第 3 条関係）

（全部改正〔令和 2 年告示 9 3 号〕）

様式第 3 号（第 3 条関係）

（全部改正〔令和 2 年告示 9 3 号〕）

様式第 4 号（第 4 条関係）

（全部改正〔令和 5 年告示 6 6 号〕）

様式第 5 号（第 5 条関係）

（全部改正〔令和 5 年告示 6 6 号〕）

様式第 6 号（第 6 条関係）

（全部改正〔令和 2 年告示 9 3 号〕）

様式第 7 号（第 9 条関係）

（全部改正〔令和 6 年告示 4 5 号〕、一部改正〔令和 7 年告示 5 5 号〕）

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

（全部改正〔令和 2 年告示 9 3 号〕）

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

（全部改正〔令和 2 年告示 9 3 号〕）

様式第 1 0 号（第 1 0 条関係）

（追加〔令和 6 年告示 4 5 号〕）

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

（追加〔令和 6 年告示 4 5 号〕）

様式第 1 2 号（第 1 1 条関係）

（追加〔令和 6 年告示 4 5 号〕）

様式第 1 3 号（第 1 3 条関係）

（追加〔令和 6 年告示 4 5 号〕）

様式第 1 4 号（第 1 3 条関係）

（追加〔令和 6 年告示 4 5 号〕）

様式第 1 5 号（第 1 4 条関係）

（追加〔令和 6 年告示 4 5 号〕）